

豊川市監査公表第21号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成29年5月10日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	松 下 広 和

【別紙】

定例監査結果に基づく措置通知書（産業部商工観光課）

監査実施期間 平成28年 8月 8日から
平成28年10月27日まで

豊川市監査公表第3号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 勤労福祉会館条例第12条第1項に規定された施設使用料表に第4会議室の記載があり市民に一般開放しているが、この会議室を行政財産目的外使用により長期的に事務所として使用させている。このことから、市民が利用できない状況にあるため、見直しを検討されたい。</p> <p>(改善事項)</p> <p>1 豊川市優良従業員表彰事業費補助金交付要綱について、補助対象経費及び補助額が不明確であるため、改正されたい。</p> <p>2 豊川商工会議所の豊川駅東駐車場使用料について、公共駐車場条例第9条に基づく算定を行っていないため、利用実態を把握するとともに、同条例第10条による減免の根拠を明確にされたい。</p>	<p>1 勤労福祉会館第4会議室の利用について、平成28年度の利用より、豊川市勤労福祉会館管理規則第3条に基づき、豊川市勤労福祉会館利用許可申請書による申請及び許可を行っている。 市民向けの周知については、現在の利用状況を鑑み、ホームページ及びパンフレット等主要な周知媒体において、第4会議室の貸出について掲載を見合わせている。</p> <p>1 豊川市優良従業員表彰事業費補助金交付要綱については、補助対象経費及び補助額を明確に記載した要綱に改正し、改善を図った。</p> <p>2 豊川商工会議所の豊川駅東駐車場使用料については、豊川商工会議所が本市の振興のみならず、街づくりの担い手としても活動している非営利団体であり、その公共的性格に鑑み、豊川市公共駐車場条例第10条の規定に基づき、平成21年度より次の積算内容により減免を行っている。 (積算内容) 1ヶ月あたり利用台数20台 1ヶ月の定期駐車券に係る駐車料金5,000円 減免率2分の1 なお、現在の定期駐車券に係る駐車料金については、1ヶ月5,150円となる。 平成29年度以降においては、上記積算内容のうち1ヶ月の定期駐車券に係る駐車料金を5,150円に改め積算する。また、年度当初に前年度の利用実績の確認(延べ11,535台)及び積算内容の確定を行うよう改善した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成29年4月17日現在のものである。